

1月に発生した「能登半島地震」では、木造住宅の倒壊が相次ぎ、犠牲者の多くが倒壊した家屋の下敷きになりました。被害が拡大した要因の一つとして、住宅の耐震化の遅れが指摘されてるところです。
能登半島地震の発災を踏まえ、狛江市では「木造住宅耐震診断・改修助成金」の助成対象を拡充します。また、分譲マンションの耐震改修工事費用についても新たに助成金を設け、災害に強いまちづくりを進めていきます。

拡充事業

▼木造住宅 耐震診断助成金・耐震改修助成金

新耐震基準(昭和56年6月1日～平成12年5月31日)で建築された住宅についても、これまでの旧耐震基準の住宅に加えて新たに助成対象とします。

・木造住宅 耐震診断助成金

＜補助額＞ 診断に要する費用の3分の2 (上限9万円)

※旧耐震基準の補助額は別途

・木造住宅 耐震改修助成金

＜補助額＞ 耐震改修工事費用×23% (工事費用の上限は300万円)

※旧耐震基準の補助額は別途

新規事業

▼分譲マンション耐震補強改修助成金

＜助成要件＞ Is値(構造耐震指標)が0.6になること <助成対象> 耐震補強改修工事費用(建て替え・除却は除く)

＜補助額＞ 限度額1,500万円 ※延床面積に応じて、補助額の算出方法が変わります。

・延床面積が1,000㎡以上の場合：次のいずれか少ない額に3分の1を乗じた額(延床面積1㎡につき、50,200円を乗じた額 または 耐震改修工事に必要な実支出額)

・延床面積が1,000㎡未満の場合：次のいずれか少ない額に23%を乗じた額(延床面積1㎡につき、34,100円を乗じた額 または 耐震改修工事に必要な実支出額)



地震による木造住宅の倒壊
(※写真は新潟県中越地震発生時の旧川口町の様子)